

第百七十一号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「サウナ設備」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号及び同条第二項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第三項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「前条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（簡易サウナ設備）

第七条の二 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものを用いる。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）は、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号から第七号まで、第十二号、第十五号及び第十七号並びに同条第三項第一号から第五号まで並びに第五条第一項の規定を準用する。

第十八条に次の一項を加える。

3 液体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

3 固体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、前条第三項の規定を準用する。

第二十条に次の一項を加える。

2 気体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、第十八条第三項の規定を準用する。
第二十一条に次の一項を加える。

3 電気を熱源とする器具のうち、調理に用いるものについては、第十八条第三項の規定を準用する。

第三十六条第二項第三号中「、サウナ室」を削る。

第五十七条第一項第八号を次のように改める。

八 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第五十七条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

第六十四条第一項第一号中「第七条の二第三項」を「第七条の二第二項、第七条の三第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条から第二十一条までの改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部

を改正する省令（令和七年総務省令第百一号）の施行に伴い、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。